

# 天海訴訟を支援する会

ニュース 2017/8/1 No. 11

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222

グリーンハイツ 109 障千連内

TEL・FAX 043-308-6621

<http://amagai65.iinaa.net/>

会費・カンパ金振込先

〒振替 00180-6-27389 障千連

通信欄に「天海訴訟」と書いてください

## 第 10 回口頭弁論

### 「給付の途絶」をもたらした



### 被告千葉市の責任は重い

天海訴訟も提訴以来、もう少しで2年経過します。第10回口頭弁論は6月16日に行われました。

いつものように午後1時に「きぼーる」前に集合し、スピーカーで街行く人に語りかけ、チラシを配布して天海訴訟の意義を訴え、傍聴を呼びかけました。その後、整列して千葉地裁まで行進しました。

地裁玄関前では傍聴整理券が配布され、定員を超えるときは抽選が行われます。車いす利用者には別の整理券が渡されますが、4台分しかない車いす席は毎回満席、可能な方には車いすから椅子席に移動してもらっています。傍聴席エリアには車いすのみ

ま入れる余地がかなりあるものの、それは許されず、車いすに乗ったままで傍聴できるのは4人のみと厳しい制限があります。

車いすは障害者の足であるのに、司法の場ではまだ障害者の権利やバリアフリーに対する考え方が古いままなのでしょうか。

私が学生の頃は、杖を使用して、あるいは車いすでの入廷そのものが禁じられていましたが、その頃に比べるとやや前進しているとはいえ、裁判所でもたまには障害者権利条約などを紐解いていただければと思います。

傍聴者は35人以上、閉廷後の報告集会にも多数の方の参加があり、活発な意見が

## 第 11 回口頭弁論 8月29日(火)

### 皆様の傍聴を!

前回(第10回)口頭弁論で原告が提出した準備書面に対し、被告が反論する番です。

「給付の途絶」を生じさせたことについて被告千葉市はどのような説明をするのか、注目されます。

傍聴席を埋めることも裁判支援には欠かせない取り組みです。周りの方にも声かけをお願いいたします。

13:00 「きぼーる」(裁判所並び)

チラシ配布など宣伝行動

横断幕を先頭に裁判所正面入り口まで行進

13:40 傍聴整理券配布

**14:00 開廷**

閉廷後、県弁護士会館4階会議室で報告集会

- ・弁護団から提出書面などについて説明
- ・支援する会報告
- ・原告決意表明
- ・参加者からの意見等

15:30 頃 解散

出されました。

さて、第10回口頭弁論では、被告千葉市が天海さんに対して行った判断（障害福祉の申請を却下）は、裁量権を逸脱している、との追求が原告からありました。

原告弁護団から提出された準備書面では、概ね以下のように追求しています。

被告千葉市は、平成26年8月1日付けで天海さんの障害福祉申請を却下処分し、その当時、介護保険への移行を拒否し、介護保険認定申請を行っていなかった天海さんを、一切の給付を受けられない状況に置きました。

＜私に言わせれば、障害者を砂漠の真ん中で突き放すことと同じです。一切の生活の手立を失わせたのです。金銭1円もない親子に、県営住宅から出て行かせたのと同じです。＞

自治体は、障害者総合支援法第7条の具体的適用・運用手順に関する裁量権をもっています。その裁量権の行使として、障害者に対する一切の給付を途切れさせることも許されるのでしょうか。

障害者にとって福祉給付は不可欠なものです。「給付の途絶」は、障害者の生存を脅かす危険があります。したがって、自治体は、法7条の合憲的適用範囲がいかなるものであるとしても、障害者が「給付の途絶」に陥ることがないように、適切に裁量権を行使すべきです。

そして、被告のように「満65歳に達した障害者の障害福祉給付の申請を却下する」方針を採用する場合でも、「給付の途絶」を回避する方法は考えられます。

ところが、被告は、介護保険優先を重視する一方で、もっと大事な「給付の途絶を避ける」という使命を完全に投げ捨てました。「障害福祉給付の期間満了の翌日に、障害福祉給付継続申請を却下する」という本件のやり方では、「給付の途絶」が避けられ

ません。本件処分は、その経緯において、「給付の途絶」を回避する配慮を欠き、結果において、原告に「給付の途絶」をもたらした点で、裁量権の逸脱・濫用であるので、本件処分は、取り消されるべきものであります。



以上が被告を追求した準備書面の概要です。

次回はこの準備書面に対する、被告の反論がある予定です。さらにその後は、金沢大学の井上名誉教授の意見論文の提出などが続きます。

裁判はまだこれからという感じです。どうぞ皆様のご支援をお願いいたします。

天海訴訟訴訟を支援する会

事務局長 三橋恒夫

**学習決起集会 11/19 (日) 午後**  
千葉市中央コミュニケーションセンター  
講師：弁護団 (詳細後日に)  
支援者会議同時開催予定



### 岡山、浅田訴訟 結審11月に

前号で7月結審10月頃判決とお伝えしましたが、新しい課題が提起されたため結審は延期されました。

岡山地裁への「公正判決を求める」要請署名は1万筆が集まっています。千葉からも200筆の署名を送りました。皆様ありがとうございました。

投稿をお待ちします